

会議結果報告書

令和4年5月31日

会議の名称	令和4年度第1回志木市情報公開・個人情報保護審議会
開催日時	令和4年5月20日（金）13時30分～14時45分
開催場所	市役所第2庁舎3階 4・5会議室
出席委員	竹前 榮二（会長）、 西川 和人、阿部 眞治、榎本 秀夫、 清水 賢三、荷田 幸雄、羽賀 佳和、 松澤 真衣、荻島 亜紗美 (計9人)
欠席委員	大貫 結子（会長職務代理） (計1人)
説明職員氏名	(1)〔長寿応援課〕田島主査 (2)〔共生社会推進課〕黒澤主幹、白岩主任 (3)〔環境推進課〕末永課長、増田副課長 (計5人)
議 題	<p>【諮問事項】</p> <p>(1)高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定に係るアンケート調査の実施について [長寿応援課]</p> <p>(2)志木市障がい者等緊急一時避難支援事業 [共生社会推進課]</p> <p>(3)粗大ごみ収集電話・インターネット受付システム構築及び運用に係る業務委託 [環境推進課]</p> <p>【報告事項】</p> <p>(4)令和3年度審議会・審査会の開催状況</p> <p>(5)令和5年4月1日施行予定の個人情報保護法改正に伴う志木市個人情報保護条例の改廃について</p>
結 果	(1) (2) (3) については、審議の結果承認された。 (4) (5) については、報告が承認された。（傍聴者 なし）
事務局職員	村山総合行政部長、川島課長、萩山主事

審議内容の記録（審議経過、結論等）

1 開 会

2 議 題

【諮問事項】

(1) 高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定に係るアンケート調査の実施について〔長寿応援課〕

(個人情報保護条例第12条の規定による諮問)

<説明員>

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8の「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条第1項の「市町村介護保険事業計画」にあたり、介護予防をはじめとした各種高齢者施策の方向性、計画期間中の介護サービス供給量施設整備計画、給付額の見込み、介護保険料の保険料基準額を定めるものであり、3年間を計画期間としている。

令和6年度から令和8年度までを計画期間とする「志木市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」の策定に向け、令和4年度には、要介護者等の実態や高齢者のニーズなどを的確に把握するための基礎資料として、一部個人情報を含むアンケートを実施するものである。

<質疑応答>

委 員) アンケートを実施する際の人数の表記が、資料の中で800件と600件で整合性が無い。どちらが正しいのか。また、契約終了日も資料の中で整合性がとれない部分がある。

説明員) 600件が正しい。契約終了は令和6年5月が正しい。

委 員) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査について、無作為にアンケート調査を行うと、一部のお金持ちがアンケートの対象となった場合、全体の平均値が引き上げられてしまうと思う。問題は無いのか。

説明員) 8期計画策定時には介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施したが、9期（今回）は実施するか決定していない。実施する際には、質問内容は厚労省が決めるが、偏りについて少しでもバランスが取れるよう、努力していく。

委 員) まだ内容が確定していない段階で審議会に出したのか。

説明員) 次の審議会は2月の予定になっているが、本件は10月から実施する予定であるため、諮問させていただいた。

委 員) 集計したデータはどうするのか。

説明員) アンケート用紙自体に個人情報が載らないようにする。業者で取りまとめを行うが、取りまとめデータは個人情報にはあたらない。

委員) 溶解と断裁処理の違いは何なのか。

説明員) 断裁しても細かく切り刻むだけなので、復元可能と判断する。溶解処理だと薬剤により液状になるため、復元は不可能となる。

委員) 宛名のデータはどうするのか。

説明員) 宛名のデータは業者に渡さず、宛名シールを渡す。

委員) 宛名シールを複製される懸念はないのか。

説明員) プライバシーマークを取得している業者を選定し、複製や漏洩が起こらないよう注意する。また、仕様書に複製禁止の条項を付記する。

委員) 業者は公募するのか。それとも同じ業者にずっと発注しているのか。

説明員) 同じ業者と契約している訳ではない。毎回公募しており、今回もプロポーザルを実施する。

委員) 実績がある業者だけでなく、新規の業者もいるのか。

説明員) そのとおり。

委員) 新規の事業者も良いとは思いますが、なるべく実績がある業者を選定するよう努めてほしい。

説明員) 工夫して対応していく。

委員) 事業を行うことは問題ないと思うが、事後報告をしてほしい。

説明員) 承知しました。

<結論>

審議の結果承認された。

【諮問事項】

(2) 志木市障がい者等緊急一時避難支援事業〔共生社会推進課〕

(個人情報保護条例第12条の規定による諮問)

<説明員>

障がい者虐待や養護者の緊急入院等により、緊急保護が必要な障がい者等に対し、事業を実施することにより、身体の安全を確保し、その後の自立促進につなげることを目的としている。

障がい者虐待や養護者の緊急入院や死亡等により、緊急保護が必要な障がい者等で、即時に施設等の受け入れ先の確保が難しく、避難するために要する経費を所持しておらず、現に経済的に困窮している等、一定の要件を満たした者が対象となる。

<質疑応答>

- 委員) 委託するのは市内のホテルなのか、市外も含めているのか。
- 説明員) 市内のホテルを考えている。保護対象者とケアマネージャーと一緒にホテルに行き、宿泊手続きをする。
- 委員) 文書の保管リスクはどう考えているのか。また、事業者との意思疎通は図れるのか。
- 説明員) 宿泊者名簿に氏名を記入し、連絡先は基幹福祉相談センターの電話番号を伝える。保管のリスクについては、旅館業法に規定されている宿泊者名簿と同様の取扱いとなるため、事業者も漏洩等の対策を講じている。
- 委員) DVや虐待を受けた方も宿泊すると思うが、ホテルの宿泊者に対する問合せ等が外部から宿泊先にあった場合の対応はどうなっているのか。
- 説明員) 店頭・電話を問わず、宿泊者の情報提供は行わない。
- 委員) 生活面の補助が必要な宿泊助成者はいないのか。
- 説明員) 障がいの程度にもよるので一律に判断できないが、基本的には補助が必要のない人を対象としていく。補助が必要な要支援者に対しては、別の支援策を提案していく。
- 委員) 市内で事業を行っていくとのことだが、市外の事業者でも良いのではないか。反社会的勢力や、DVの被害者も想定されるかと思うが、警察との連携はとれているのか。
- 説明員) まずは市内を考えているが、市外への事業の展開も視野に入れた取り組みをしていきたい。また避難者の状況に応じて、警察との連携も図りたい。
- 説明員) 非常に良い取り組みだと思う。積極的に展開してほしい。
- 委員) ありがとうございます。
- 説明員) 24時間対応というのは、24時間体制で生活の補助をしていくということなのか。
- 委員) 今回の事業の目的は障がい者等が緊急時に一時的に避難することを支援することですので、生活の補助ではありません。生活の補助が必要な場合には、別の支援事業で対応していきます。

<結論>

審議の結果、承認された。

【諮問事項】追加分

(3)粗大ごみ収集電話・インターネット受付システム構築及び運用に係る 業務委託〔環境推進課〕

(個人情報保護条例第16条の規定による諮問)

<説明員>

現在、粗大ごみの収集の受付については、電話または来庁してもらい環境推進課内で

実施している。受付した情報については粗大ごみ収集運搬業務受託者に受付票を渡し、粗大ごみの回収を行っている。今回、システムを導入することにより、電話だけでなくパソコンやスマートフォン等からも粗大ごみ収集の申請をすることができるようになり、市民がわざわざ庁舎に出向くことなく粗大ごみの収集受付ができる。

また、7月より受付業務を粗大ごみ収集運搬業務受託者である大村商事(株)事務所で実施することにより、職員が電話対応をする必要がなくなるとともに、システムを市と共同で利用することで、業務の効率化を図ることができる。

<質疑応答>

委員) 2、3年前にも同じようなシステムの事を審議会にかけたと思うが、別の案件か。

説明員) 以前とは別のシステムであり、受付内容についても異なるものである。

委員) 24時間受け付けはインターネットを介して行うものか。

説明員) そのとおり。

委員) 粗大ごみの運び出しは、業者が家の中に立ち入って行うのか。

説明員) 粗大ごみは門扉の内側まで出してもらおう。他市だと加算金を頂いて、家の中の粗大ごみを回収してもらおうサービスを行っている事例もあるが、当市では行っていない。

委員) スマホ等で申込できるのは非常に便利だと思うが、外国籍の方など日本語が不自由な方はスマホからの申請は大変だと思う。このシステムを導入しても市の窓口に行けば対応してもらえるのか。

説明員) 市の窓口でも引き続き受付可能である。

委員) 直営事業が委託事業に変更になるのか。

説明員) 現在も粗大ごみ収集事業は外部委託を行っている。現在は委託事業者の木下フレンドと契約しているが、今回は大村商事(株)と契約する予定である。市民サービスの部分では大きな変更はない。

委員) 大村商事(株)は一般ごみの収集業務請負実績もあると認識しているが、間違っていないか。

説明員) そのとおり。ノウハウ等あり、問題はない。

委員) システムを導入する端末は市で用意するのか。また、USB等を使用した場合には履歴が残るのか。

説明員) システムを導入する端末は受託者が用意する。履歴はCSV形式で出せると思う。

委員) システムではログイン情報等のCSV出力ができると思うが、不十分ではないのか。

説明員) 端末の用途制限や担当者を制限する事等も含めて検討していきたい。

<結論>

審議の結果、承認された。

【報告事項】

(4) 情報公開・個人情報保護制度運用状況報告

〔市政情報課〕

<説明員>

令和4年5月と令和4年2月に2回審議会を開催しており、諮問案件は11件・報告案件は5件となっております。審査会の開催はありませんでした。情報公開制度については、受理件数が24件となっております。個人情報保護制度の運用状況については、受理件数は4件でした。

<質疑応答>

委員) 特になし。

(5) 令和5年4月1日施行予定の志木市個人情報保護条例の改正について

〔市政情報課〕

<説明員>

令和5年4月1日施行予定の個人情報保護法改正に向けて、志木市の個人情報保護条例も改正、または廃止のうえ再制定をする必要がある。大きな変更点は2つあり、まず1点目は個人情報の取扱いの一元化について。二点目は法の目的が大きく変わる。改正法では個人情報の有用性に配慮した個人の権利利益の保護を図ることが目的とされており、改正法では現行条例の規定より保護の水準が緩和される。条例を12月議会に上程予定であり、7月から8月ごろに審議会を開催し、保護条例の改正について諮問したいと考えている。事務局としてもガイドライン等を読み込み、重要事項の洗い出しを行っている最中である。

<質疑応答>

委員) ガイドラインはどれくらいの量があるのか。

説明員) 全体で500数十ページある。

委員) その文量を各審議員が全員で読み込むのは現実的ではなく、1回の審議会で答申できるとは到底考えられない。一度ではなく、複数回になっても仕方がないと思う。

説明員) ある程度の案ができ次第、順次資料を郵送できるような段取りを考える。また、忙しいところ恐縮だが、審議会は複数やることになると思う。

委員) 具体的には、どのような事項を審議しようと考えているのか。

説明員) 条例要配慮個人情報や、個人情報ファイル簿の事等である。

委員) 法改正の要点をピックアップした資料等を作って情報提供をしてほしい。

説明員) かしこまりました。

3 閉 会